

ブロック塀等撤去費補助金 交付制度

ブロック塀等の安全対策は所有者の責務です。所有するブロック塀等が地震などで倒壊してしまい、人や物に被害を出してしまった場合、その責任は所有者に課せられることとなります。市では、地震発生時等におけるブロック塀等の倒壊による被害の未然防止及び避難経路の確保等の安全対策の促進のため、道路等に面するブロック塀等の撤去工事等の費用を補助しています。

■補助対象となる方

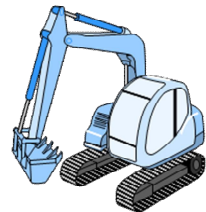
市内の道路または公共施設の敷地に面するブロック塀等の所有者または管理者

■補助対象となる工事

道路面または公共施設の敷地面から高さ1m以上で倒壊のおそれがあるブロック塀等の撤去
※ブロック塀等の一部撤去工事は、別途ご相談ください。

■補助金額

- ①ブロック塀等の撤去工事に係る経費に5分の4を乗じた額
- ②ブロック塀等の見付面積1㎡当たり1万円を乗じた額



→ ①と②の少ない方の金額が補助額になります。(1,000円未満の端数切捨て)
ただし、補助の上限は40万円で同一敷地内の工事につき1回限りです。

【ご注意】

- ・撤去工事の着手前に、補助金交付申請をしたうえで市から交付決定を受ける必要があります。
- ・申請年度の1月末までに完了報告書の提出をお願いします。

※制度の詳細や申請書等については
市ホームページをご覧ください



【申込・問合せ先】

朝霞市 都市建設部 開発建築課 住宅政策係
電話:048-423-3854(直通)
FAX:048-463-9490